

○盛岡・紫波地区環境施設組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則

令和 2 年 3 月 30 日規則第 1 号

改正 令和 2 年 10 月 28 日規則第 13 号

令和 3 年 3 月 30 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第 1 号）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の決定及び支給等)

第 2 条 会計年度任用職員の給与の決定及び支給等については、別に定めがあるものを除き、矢巾町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和 2 年矢巾町規則第 1 号）の適用を受ける職員の例（第 4 条第 3 項を除く。）による。この場合において、同規則中「任命権者」又は「町長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(期末手当の支給日)

第 3 条 期末手当の支給日は、別表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の決定及び支給等について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 28 日規則第 13 号）

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 10 月 28 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日までの勤務に係る第 2 条の規定による廃止前の盛岡・紫波地区環境施設組合一般職非常勤職員等の任用等に関する条例施行規則の適用を受ける職員の報酬及び賃金並びに費用弁償の支給については、施行日以後も、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

基準日	支給日
6 月 1 日	6 月 30 日
12 月 1 日	12 月 10 日